第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の変更の概要

オオタカの国内希少動植物種等の指定解除に係る法令改正(H29.9)

種の保存法施行令の一部改正

・オオタカの国内希少動植物種の指定解除 【理由】

オオタカの環境省レッドリストランクの推移

- ・第1次(平成3年): 危急種(V)※WIC相当
- ・第2次(平成10年): 絶滅危惧II類(VU)
- 第 3 次(平成18年): 準絶滅危惧(NT)
- 第 4 次(平成24年): 準絶滅危惧(NT)

直近2回(検討時)の環境省レッドリストでオオタカが準絶滅危惧(NT)に選定 され、絶滅のおそれがある状況ではないと判断されたため



鳥獣保護管理法施行規則の一部改正

オオタカの捕獲及び販売の許可権限が県に

- オオタカの希少鳥獣の指定解除(種の保存法施行令改正に準拠)
- ・オオタカを販売禁止鳥獣※に指定(オオタカの保護対策)

※販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣



国として、希少種から外れたオオタカの保護を継続するため、オオタカ捕獲の原則禁止 及び販売を許可する場合の条件等を基本指針に書き込む



基本指針の一部改正

- ・オオタカの捕獲は原則認めない
- ・オオタカの販売を許可する場合の条件を明記
- ①販売数量は、現に保有する数量に限定
- ②足環の装着を義務付ける

鳥獣保護管理法

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(第三十五条第一項に規定する特定 猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する 事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の一部変更

オオタカの捕獲と販売に係る埼玉県の方針

	捕獲	販 売
県の方針	<u>県レッドリストでは一貫して絶滅危惧Ⅱ類(VU)</u> <u>の希少種</u> であるため、原則捕獲の許可はしない	博物館、動物園での展示目的等、法令の範囲内で 国の基本指針の考え方に基づき許可する
計画	変更なし	国の基本指針に即して、許可の考え方及び許可の 条件を計画に記載する

県の計画の一部変更

- ①オオタカの販売許可の考え方 基本指針に即して、鳥獣保護管理法の 根拠条文及び考え方を記載
- ②オオタカの販売許可の条件 基本指針に即して、オオタカの販売を 許可する際の条件を新たに記載

オオタカの埼玉県レッドリストランクの推移(全県評価)

- ・第1次(平成8年): 全県評価なし
- ・第2次(平成14年): 絶滅危惧II類(VU)
- ・第3次(平成20年): **絶滅危惧!!類(VU)**
- ・第4次(平成30年): 絶滅危惧II類(VU)

鳥獸保護管理法

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して当該都道府 県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画 (以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定める ものとする。